

## 様式 A - 1

### 申請等に対する処分一覧表

(令和5年(2023年)1月4日作成)

[所管： 市民協働部くらし支援課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市生活情報センター条例	4	生活情報センターくらしかんの使用承認	A	A
2	豊中市生活情報センター条例	8-3	生活情報センターくらしかんの使用料の減免	A	A
3	豊中市生活情報センター条例	9	生活情報センターくらしかんの使用料の返還	A	A
4	豊中市生活情報センター条例	11	生活情報センターくらしかんの設備の承認	A	A
5	労働会館条例	4	労働会館の使用承認	A	A
6	労働会館条例	8-3	労働会館の使用料の減免	A	A
7	労働会館条例	9	労働会館の使用料の返還	A	A
8	労働会館条例	11-1	労働会館の設備の承認	A	A
9	生活困窮者自立支援法	6	住居確保給付金の支給決定	A	A
10	生活困窮者自立支援法	6	住居確保給付金の支給額の変更	A	A
11	生活困窮者自立支援法	6	住居確保給付金の支給の停止	A	A
12	生活困窮者自立支援法	6	住居確保給付金の支給の中断及び再開	A	A
13	生活困窮者自立支援法	6	住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長	A	A
14	生活困窮者自立支援法	6	住居確保給付金の再支給	A	A
15	豊中市生活情報センター条例	1、8-1	生活情報センターくらしかん目的利用の可否	A	A

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	生活情報センターくらしかんの使用承認	
根拠法令及び条項	豊中市生活情報センター条例第 4 条	
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課	
審 査 基 準	関係条項	豊中市立生活情報センター条例施行規則第 5 条、第 6 条
	基 準	<p>(使用承認)</p> <p>第 4 条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更するときも同様とする。</p> <p>(使用制限)</p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用を承認しない。</p> <p>(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 営利を目的として使用するものと認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が適当でないと認めるとき。</p> <p>上記の(5)に該当するものを例示すると、おおむね次のようになります。</p> <p>① 飲酒を伴うとき。</p> <p>② 火器の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用を行う場合であって、他の利用者や一般市民に危険や迷惑が及ぶ恐れがあるとみとめられるとき。</p> <p>③ <u>(集団的または常習的に)</u> 暴力的不法行為や反社会的な行動等を行う恐れがある団体が使用するとき。</p> <p>④ 当該使用により多数の人数が集まることにより、交通の渋滞、その他施設内外の混乱が発生する恐れがあると認められるとき。</p> <p>⑤ 当該使用により建物や付帯設備を破壊、汚損または滅失する恐れがあると認められるとき。</p> <p>⑥ 過去において施設管理上の支持に従わなかったなど施設管理上の支持に従わない恐れがあると認められるとき。</p> <p>⑦ 定員を超える使用のとき。</p> <p>⑧ 葬儀、告別式その他これに類する行事として施設を使用しようとするとき。</p> <p>⑨ 主として物品等の販売または宣伝もしくはこれらに類することを目</p>

		<p>的として使用しようとするとき。</p> <p>⑩ 参加者から料金等を徴収するとき。ただし、資料代など実費程度の徴収においては、この限りでない。</p> <p>⑪ 物品やサービス等の商談や即売会、顧客を対象とした商品説明会など、営業行為に当たるとき。</p> <p>⑫ 参加者や他の利用者に対して執拗に紹介や勧誘を行うなど迷惑をかけるとき。</p> <p>⑬ 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。</p> <p>⑭ 館の設置目的を損なうことが明らかに認められるとき。</p> <p>⑮ その他上記①～⑭に準ずると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年4月1日設定（令和5年1月4日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 一日（事務所）</p> <p>処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）</p>
	設定等年月日	平成9年4月1日設定（平成一年一月一日最終変更）
	備考	

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	生活情報センターくらしかんの使用料の減免	
根拠法令及び条項	豊中市生活情報センター条例第 8 条第 3 項	
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課	
審査基準	関係条項	豊中市立生活情報センター条例施行規則第 11 条
	基準	<p>(使用料等)</p> <p>第 8 条 使用料は、無料とする。ただし、第 3 条第 2 項の規定によるセンターの施設の使用については、別表に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項ただし書に該当するセンターの施設の使用の場合において、使用者が附属設備を使用するときは、市規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前 2 項の使用料を減免することができる。</p> <p>全額減免する特別の理由を例示すると次のようになります。</p> <p>① 地震等災害による避難所としてくらしかんを使用する場合。</p> <p>② 公務に係る事業のうち、館長が認めたもの。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 一日（事務所）</p> <p>処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）</p>
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	生活情報センターくらしかんの使用料の返還	
根拠法令及び条項	豊中市生活情報センター条例第 9 条	
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課	
審 査 基 準	関係条項	豊中市立生活情報センター条例施行規則第 12 条
	基 準	(使用料の前納及び返還) 第 9 条 使用料は、前納とし、既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。  相当の理由があると認めたときとは、自己都合により使用許可の取り消しを申し出た場合以外をさします。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 一 日（ 事務所） 処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	生活情報センターくらしかんの設備の承認	
根拠法令及び条項	豊中市生活情報センター条例第 11 条	
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>(設備の承認)</p> <p>第 11 条 使用者は、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第 6 条第 1 項の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。</p> <p>3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。</p> <p><u>特別の設備または装飾をしようとするとき、を例示すると次のようになります。</u></p> <p>① 照明、映像、音響機材等を持ち込み、使用する場合。</p> <p>② 押しピン、テープ等を使用し、掲示等を行う場合。</p> <p>その他、設備器材等を通常の使用及び用途以外に使用する場合。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 一日（事務所）</p> <p>処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）</p>
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	労働会館の使用承認	
根拠法令及び条項	労働会館条例第 4 条	
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課	
審査基準	関係条項	労働会館条例施行規則第 4 条、第 5 条
	基準	<p>(使用承認)</p> <p>第 4 条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用制限)</p> <p>第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 営利を目的として使用するものと認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が適当でないとき。</p> <p>上記の(5)に該当するものを例示すると、おおむね次のようになります。</p> <p>① 飲酒を伴うとき。</p> <p>② 火器の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用を行う場合であって、他の利用者や一般市民に危険や迷惑が及ぶ恐れがあるとみとめられるとき。</p> <p>③ <u>（集团的または常習的に）</u> 暴力的不法行為や反社会的な行動等を行う恐れがある団体が使用するとき。</p> <p>④ 当該使用により多数の人数が集まることにより、交通の渋滞、その他施設内外の混乱が発生する恐れがあると認められるとき。</p> <p>⑤ 当該使用により建物や付帯設備を破壊、汚損または滅失する恐れがあると認められるとき。</p> <p>⑥ 過去において施設管理上の支持に従わなかったなど施設管理上の支持に従わない恐れがあると認められるとき。</p> <p>⑦ 定員を超える使用のとき。</p> <p>⑧ 葬儀、告別式その他これに類する行事として施設を使用しようとするとき。</p> <p>⑨ 主として物品等の販売または宣伝もしくはこれらに類することを目的として使用しようとするとき。</p>

		<p>⑩ 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。</p> <p>⑪ 館の設置目的を損なうことが明らかに認められるとき。</p> <p>⑫ その他上記⑩～⑪に準ずると認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	昭和48年12月10日設定（平成31年3月22日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 一日（事務所） 処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	昭和48年12月10日設定（平成一年一月一日最終変更）
	備考	

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	労働会館の使用料の減免	
根拠法令及び条項	労働会館条例第 8 条第 3 項	
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課	
審査基準	関係条項	労働会館条例施行規則第 12 条
	基準	<p>(使用料)</p> <p>第 8 条 使用者は、別表に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 使用者が附属設備を使用するときは、市規則で定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>3 市長が特別の事由があると認めるときは、第 1 項の使用料を減免することができる。</p> <p>(審査の基準)</p> <p>全額減免する特別の理由を例示すると次のようになります。</p> <p>① 地震等災害による避難所として労働会館を使用する場合。</p> <p>② 公務に係る事業のうち、館長が特に認めたもの。</p> <p>半額減免の認める特別の理由を例示すると、下記の事由が該当します。</p> <p>① 豊中市で組織している労働組合が組合活動等で使用する時。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	昭和 4 8 年 1 2 月 1 0 日設定（平成一年一月一日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 ー 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）</p>
	設定等年月日	昭和 4 8 年 1 2 月 1 0 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	労働会館の使用料の返還		
根拠法令及び条項	労働会館条例第 9 条		
所管部課（室）係名	市民協働部くらし支援課		
審 査 基 準	関係条項	労働会館条例施行規則第 13 条	
	基準	<p>(使用料の返還)</p> <p>第 9 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。</p> <p>(2) 使用する日の 3 日前までに使用承認の取り消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき。</p> <p>(審査の基準)</p> <p>1 「使用者の責めによらない事由」を例示すると下記のとおりです。</p> <p>(1) 地震・台風等災害の発生により、人体に危険がおよぶような状況にあり会館使用ができない場合をいいます。</p> <p>(2) 何らかの理由により、会館が使用不能な状況になったとき。</p> <p>2 「相当な事由があると認めたとき」は、自己都合による使用許可の取り消しを申し出られた場合は、一切認めておりません。</p> <p>したがって、通常の使用のキャンセルの場合は、使用料の返還はいたしません。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	昭和 4 8 年 1 2 月 1 0 日設定（平成一年一月一日最終変更）	
	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）	
標準 処理 期間	内訳	<p>経由期間 ー 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）</p>	
	設定等年月日	昭和 4 8 年 1 2 月 1 0 日設定（平成一年一月一日最終変更）	
備考			

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		労働会館の設備の承認
根拠法令及び条項		労働会館条例第 11 条第 1 項
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	
	基準	<p>(設備の承認及び原状回復)</p> <p>第 11 条 使用者が特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用者は使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。第 6 条の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。</p> <p>3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。</p> <p>特別の設備又は装飾を例示するとつぎのとおりです。</p> <p>1 既存設備の電気容量では対応できない電気器具を使用し、会館内に電気配線を必要とするとき。</p> <p>2 押しピン・テープ類を使用し、はり紙等すること。</p> <p>(審査の基準)</p> <p>原則として、火器の使用、臭気、騒音等を発生させる使用以外は、原状回復と下記を条件に承認します。</p> <p>(1) 設備・装飾、原状回復は使用時間内にすること。</p> <p>(2) 設備・装飾は他の使用者・入館者に危害を及ぼすことのないよう、安全に配慮すること。</p> <p>(3) 特別な電気設備等の使用による電力料金は、別途支払うこと。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	昭和 4 8 年 1 2 月 1 0 日設定（平成一年一月一日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 一日（事務所）</p> <p>処分期間 即日（市民協働部くらし支援課）</p>
	設定等年月日	昭和 4 8 年 1 2 月 1 0 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

様式 B - 1 様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		住居確保給付金の支給決定
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第6条
所管部課(室)係名		市民協働部くらし支援課
審査基準	関係条項	生活困窮者自立支援法施行規則第10条 生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル 豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第20条
	基準	<p>○生活困窮者自立支援法 (生活困窮者住居確保給付金の支給) 第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>○生活困窮者自立支援法施行規則 (法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。</p> <p>イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項、附則第四条第二項及び附則第五条において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していない者</p> <p>ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者</p> <p>二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。</p> <p>イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者</p> <p>ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者</p> <p>三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当</p>

		<p>該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。</p> <p>四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。</p> <p>五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル 第7住居確保給付金の支給 2 支給要件 (1) 支給要件 ア 基本要件（則第10条第1号関係） ① 離職等 離職等とは、離職のほか事業を行う個人の当該事業の廃止をいう（則第3条）。 離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。ただし、再支給については、従前の支給決定後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）された場合のみが対象となる。 ② 住居喪失 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。</p> <p>イ 離職期間要件（則第10条第1号関係） ① 延長申請及び再延長申請における取扱い 延長及び再延長の申請時には、離職等の日から2年以内であることについては問わない。</p> <p>ウ 生計維持要件（則第10条第2号関係） ① 生計維持 自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していることをいう。 離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。</p> <p>エ 収入要件（則第10条第3号関係）</p>
--	--	--

① 基準額

市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000 円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000 円未満切り上げ）とする。

基準額は、各福祉事務所設置自治体において、あらかじめ世帯人数別に算出し、設定することとし、計算の手順は次のとおりである。

イ) 各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

ロ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、イ) で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000 円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ハ) ロ) で求めた収入額に1/12 を乗じることにより基準額を算出する（1,000 円未満切り上げ）。

② 世帯

「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。

ただし、20歳未満かつ就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。

③ 収入

イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近3ヶ月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。

ロ) 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。

また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をい

	<p>う。</p> <p>b 公的給付等 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金をいう。</p> <p>c 親族等からの継続的な仕送り</p> <p>d 借入金等の取扱い 借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。</p> <p>ハ) 収入に変動がある場合の取扱い</p> <p>a 就労等収入 毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。</p> <p>b 公的給付等 複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。</p> <p>オ 資産要件（則第10条第4号関係）</p> <p>① 金融資産の範囲 金融資産とは、預貯金及び現金をいう。なお、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。 負債がある場合、金融資産と相殺はしない。</p> <p>カ 求職活動等要件（則第10条第5号関係）</p> <p>① 求職の申込 則3条第1号に基づく申請者は、公共職業安定所への求職申込みを行うこととする。申請者が申請時に求職申込みを行っていない場合、自治体は、公共職業安定所への求職申込みを指示する。</p> <p>② 求職活動 申請時、常用就職を目指した求職活動等を行うことを確認書によって確認するとともに、支給開始後は、求職活動を確認することとする。</p> <p>③ 就労支援等 求職活動に対して、自立相談支援機関は就労支援等を行うとともに、自治体は、就労支援を受けること等必要な事項を指示することができる（則第14条）。支給対象者が、正当な理由がなく、これに従わない場合は不支給とする（則第15条）。</p> <p>キ 調整規定（則第18条関係）</p> <p>① 職業訓練受講給付金との調整 職業訓練受講給付金を受給できる場合、これを受けることができる期間</p>
--	---

	<p>は、住居確保給付金を支給しない。（則附則第7条に規定する期間に住居確保給付金の支給の申請をした場合は、この限りでない。）</p> <p>住居確保給付金の受給期間中に職業訓練受講給付金を受給した場合、住居確保給付金の支給は停止され、一定の手続を経て、再開される。</p> <p>（則附則第7条に規定する期間に住居確保給付金の支給の申請をした場合は、この限りでない。）</p> <p>② 類似給付の受給について</p> <p>住居を喪失した離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等とは、離職者が就職を容易にするための住居費に充てることを目的としている給付等を指す。なお、当該給付等の受給等が終了した後、なお支援が必要な場合は、住居確保給付金の支給を受けることができる。</p> <p>（2）求職活動等要件</p> <p>① 自治体は、支給対象者に対し、常用就職に向けた次のイ）～ハ）の求職活動等を行うことを指示するものとする。ただし、則第3条第2号に該当する者については、ロ）ハ）を求めない。</p> <p>イ） 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける</p> <p>ロ） 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける</p> <p>ハ） 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける当分の間、上記イ）～ハ）について、「月4回以上」、「月2回以上」、「原則週1回以上」とあるのは、「月1回以上」とする。</p> <p>② 住居確保給付金の支給申請を受けて、自立相談支援機関により支給対象者のアセスメントが行われ、その結果に基づきプランが策定される。</p> <p>アセスメントにおいては、支給対象者の離職理由、離職等期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給対象者の状況に応じた適切な就労支援を選択する。自治体は、策定されたプランに基づき、誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを指示する。</p> <p>イ） プランに基づき、自らの求職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合、自立相談支援機関の就労支援員による担当者制の就職に向けた支援を利用する場合は、あわせて、①の求職活動等を誠実かつ熱心に行う。</p> <p>ロ） 就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用する場合についても、これらの事業をプランに基づき利用しながら、原則として、①の求職活動等を行うこととするが、アセスメントにおいて、求職活動等を継続するよりも、これらの事業を一定期間集中的に利用することにより早期就職につながると判断される場合は、例外として一定期間、①の求職活動等を留保することができることとする。なお、①の求職活動等要件を留保するかどうかについてはプランにおいて明確化することとし、プラン確定までは、①の求職活動等を誠実かつ熱心に行うこととする。</p>
--	--

		<p>○豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱 (支給決定等)</p> <p>第20条 暮らし支援課長は、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限って支給決定を行う。</p> <p>2 支給申請者は、前項に規定する契約であることを証明するため、賃貸借契約書の写しを自立相談支援機関へ提出しなければならない。賃貸借契約書の写しは、住居喪失者にあつては前条第3項の規定により「住居確保報告書」を提出するときに、住宅喪失のおそれがある者にあつては省令第13条の規定により申請書を提出するときに第14条第4項第2号①から④までに規定する書類と併せて提出しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和4年1月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数15日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 ー 日（ 事務所） 処分期間 15日（市民協働部暮らし支援課）
	設定等年月日	年 月 日設定（平成一年一月一日最終変更）
	備考	

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		住居確保給付金の支給額の変更
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第6条
所管部課(室)係名		市民協働部くらし支援課
審査基準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第22条
	基準	<p>(支給額の変更)</p> <p>第22条 住居確保給付金の支給額は、支給期間中は変更しない。ただし、次の各号に掲げるときは受給者からの申請により、支給額を変更する。</p> <p>(1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更されたとき。</p> <p>(2) 第6条第2項の規定により家賃額の一部の支給となっているが、住居確保給付金の受給期間中に申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が減少し、基準額を下回ったとき。</p> <p>(3) 借主の責めによらず転居せざるを得ないとき又は自立相談支援機関等の指導により同一自治体内での転居が適当であるとき</p> <p>2 前項各号の規定に該当する受給者は、「住居確保給付金支給変更申請書(要綱様式第14号)」(以下「変更申請書」という。)を自立相談支援機関へ提出しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和4年1月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数15日(注:休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 ー 日( 事務所)</p> <p>処分期間 15日(市民協働部くらし支援課)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定(平成一年一月一日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		住居確保給付金の支給の停止
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第6条
所管部課(室)係名		市民協働部くらし支援課
審査基準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第23条
	基準	<p>(支給の停止)</p> <p>第23条 くらし支援課長は、受給者が住居確保給付金の受給中に国の雇用施策による給付を受給することとなったときは、住居確保給付金の支給を停止しなければならない。(則附則第7条に規定する期間に住居確保給付金の支給の申請をした場合は、この限りでない。)</p> <p>2 国の施策による給付の受給が決定した受給者は、自立相談支援機関に対して、「住居確保給付金支給停止届(要綱様式第16号)」(以下「停止届」という)を提出しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和4年1月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 15日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 1日 (事務所)</p> <p>処分期間 15日 (市民協働部くらし支援課)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定(平成一年一月一日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	住居確保給付金の中断及び再開	
根拠法令及び条項	生活困窮者自立支援法第6条	
所管部課(室)係名	市民協働部くらし支援課	
審査基準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第25条
	基準	<p>(支給の中断及び再開)</p> <p>第25条 くらし支援課長は、受給者が住居確保給付金の受給中に、疾病又は負傷により省令第10条第5号の要件に該当しなくなった場合には、本人からの申請により、支給を中断する。</p> <p>2 受給者は、疾病又は負傷により省令第10条第5号の要件に該当しなくなった場合には、「住居確保給付金中断届(要綱様式第25号)」(以下、「中断届」という。)及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書(医師の交付する診断書等)を自立相談機関へ提出しなければならない。</p> <p>3 自立相談支援機関は、「中断届」を速やかにくらし支援課長へ送付しなければならない。</p> <p>4 くらし支援課長は、「中断届」を提出した受給者に対して、「住居確保給付金支給中断通知書(要綱様式第26号)」を自立相談支援機関を経由して交付する。</p> <p>5 中断期間中、原則として毎月1回、中断者から面談、電話、電子メール等により体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を行う意思について確認を行わなければならない。</p> <p>6 支給の中断を決定した日から二年以内に、心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開する。ただし、通算支給期間は、第7条に規定する支給期間の範囲に限る。</p> <p>7 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを条件として、「住居確保給付金再開届(疾病又は傷病)(要綱様式第27号)」(以下、「再開届」という。)を自立相談支援機関へ提出しなければならない。</p> <p>8 自立相談支援機関は、「再開届」を速やかにくらし支援課長へ送付しなければならない。</p> <p>9 くらし支援課長は、「再開届」を提出した受給者に対して、「住居確保給付金支給再開通知書(要綱様式第28号)」を自立相談支援機関を経由して交付する。</p>

	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和4年1月1日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 15日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 1日（事務所） 処分期間 15日（市民協働部くらし支援課）
	設定等年月日	年 月 日設定（平成一年一月一日最終変更）
	備考	

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長	
根拠法令及び条項	生活困窮者自立支援法第6条	
所管部課(室)係名	市民協働部くらし支援課	
審査基準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第27条
	基準	<p>(支給期間を延長又は再延長する場合の取扱い)</p> <p>第27条 第8条又は第9条の規定により住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長の申請を行う受給者は、支給期間の最終の月の末日までに「住居確保給付金申請書(期間(再)延長)(要綱様式第21号)」(くらし支援課長が特に必要と認めるときは「住居確保給付金申請書(期間(再)延長)【簡略化版】」)を自立相談支援機関へ提出しなければならない。</p> <p>2 自立相談支援機関は、前項の申請書をくらし支援課長へ速やかに送付しなければならない。</p> <p>3 支給期間の延長又は再延長の申請を受けたくらし支援課長は、次の各号に掲げる事項を勘案して判断する。</p> <p>(1) 受給者が第4条①、②の2及び③から⑧までに規定する要件に該当する者であること。</p> <p>(2) 受給者が第5条第1項各号に定める求職活動を誠実かつ熱心に行っている者であること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和4年1月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 15日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 1日 (事務所)</p> <p>処分期間 15日 (市民協働部くらし支援課)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定(平成一年一月一日最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		住居確保給付金の再支給
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第6条
所管部課（室）係名		市民協働部くらし支援課
審 査 基 準	関係条項	豊中市生活困窮者住居確保給付金実施要綱第28条
	基準	<p>（再支給）</p> <p>第28条 住居確保給付金の支給期間の終了後に、新たに解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより、第4条①から⑧までに規定する支給対象者の要件に該当する者に対して、第6条から第11条までに規定する支給額、支給期間等により、住居確保給付金を再支給することができる。（則第6条に規定する期間に住居確保給付金の支給を申請した者（この条の規定の適用を受けることができる者及び35条の規定により住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第4条の①から⑧の要件のいずれにも該当する者であるときは、三月間住居確保給付金を支給することができる。）</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和4年1月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 15日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 1日（事務所）</p> <p>処分期間 15日（市民協働部くらし支援課）</p>
	設定等年月日	年 月 日設定（平成一年一月一日最終変更）
備考		

## 様式 B - 1

### 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	生活情報センター目的利用の可否	
根拠法令及び条項	生活情報センター条例第1条、第8条第1項	
所管部課(室)係名	市民協働部くらし支援課管理調整係	
審査基準	関係条項	生活情報センター目的利用の審査に関する要綱第4条
	基準	<p>1. くらしに関する各種の情報及び活動の場の提供を行うとともに、消費者の健康で安全なくらしの確保及び向上並びに市民の自立し、安定した経済生活の実現を図る内容であること。(同条例第1条)</p> <p>2. くらし支援課が実施する以下の内容の事業推進に寄与すること。(同要綱第2条)</p> <p>(1) 消費生活の安定・向上に関すること</p> <p>(2) 就労支援及び無料職業紹介に関すること</p> <p>(3) 労働福祉に関すること</p> <p>(4) 若者支援に関すること</p> <p>(5) 生活困窮者自立支援に関すること</p>
	参考事項	<p>(くらし支援課が実施する事業推進に寄与するかについては、市民協働部組織目標のくらし支援課該当部分及び以下を参考とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊中市若者自立支援計画</li> <li>・豊中市消費者教育推進計画</li> <li>・豊中市雇用・就労施策推進プラン</li> </ul>
	設定等年月日	令和4年9月30日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 5 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 5 日
	設定等年月日	令和4年9月30日設定
備考		